川越

No.211

3

68

43.3.10

月1回10日発行1部4円（昭和32年6月10日 第三種郵便物許可）

発行所 埼玉県川越市役所　印刷 新文印刷社

人口のうごき

2月1日現在

人口	142,505	
男	72,506	
女	70,489	
世帯数	34,573	
転入（1月中）	580	
転出（〃）	520	
出生（〃）	217	
死亡（〃）	116	
前月比	438	人増

今月の納税

今月で、昭和42年度もおわります。未納の税金がありましたら、今月末日までに整理しましょう。

新旧一本化を図る

川越市自治協議会が誕生

川越市は、昭和三十年四月に市村合併により一躍十万都市となり昭和三十六年首都圏の市街地開発区域の指定を受けてから、首都圏の衛星都市として脚光を浴び工業住宅団地・大学園の招致・道路網の整備等により近代都市としての様相を呈してまいりました。

しかし広範な市域をかかえたため市行政の衆知を図る自治組織の体制は統一的ではありませんでしたそのため新市域となった出張所管内からは新旧の格差を是正し一本化することが強く要望されておりました。

このことにつき、加藤市長は昭和四十二年度の市政方針の中に「新市と旧市の一本化の促進」を強く取り上げ、市民の要望の実現に努力してまいったのであります。

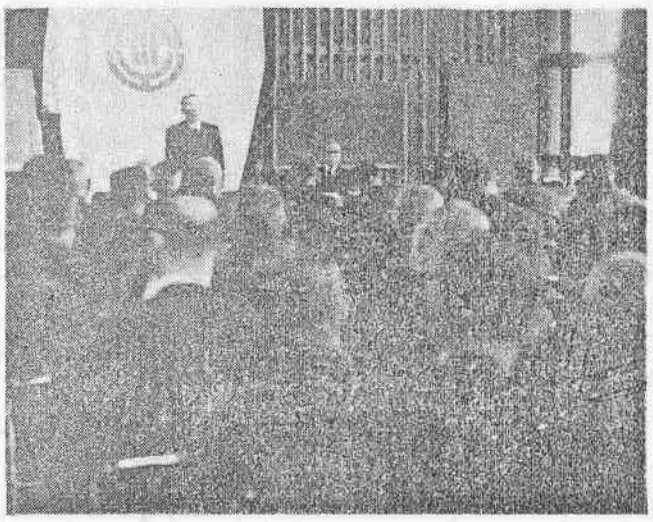

そのため市は昭和三十七年以来町内会長・区長さん方を自治協力員として委嘱しておりますので、これら自治協力員による全市的な相互連絡協調を図るために、昨年夏以来、町内会連合会・区長会代表により数回にわたり協議を重ね会則案の審議を願い、去る二月二十二日「川越市自治協議会」が設立され発足を見たのであります。

この事務所は市役所内に置き、庶務課で担当いたします。

自治組織の健全発展へ

この協議会の構成は、地域性を考えて本庁管内を第一部会、出張所管内を第二部会とし、それぞれ十選出区（支会）に区分し、選出区毎に会員（自治協力員）の中から二名の理事を互選し、また部会長は、部会区域の理事が互選することになっています。

また会長一人、副会長三人（内一人は市職員）、監事二人は、それぞれ会員の中から選出することになっております。

この会の目的とするところは、「町内会・区その他これに準ずる自治組織の健全な発展を助成し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与する」ことであります。

これにより全市的な地域の連絡協調が図られ、更により以上の市政への協力が得られ、市は協議会を通じて市民に対する行政の滲透・市民サービスの向上がより図られることとなります。

なお、新旧の格差是正の第一歩として新年度より出張所管内にも本庁管内と同様に「連絡員制度」を設け、従来区長・区長代理さん方を患わしていた文書配布事務等の軽減を図るよう計画いたしております。（庶務課）

川越市自治協議会役員名

（略敬称）

会長　馬場和造　喜多町四ノ六
副会長　米沢伸郎　中原町二丁目一三ノ一
〃　帯津利善　大字上寺山四二一
〃　都築肇　大字的場二三四八ノ七
〃　監事　新井長治　松江町二丁目三ノ五
〃　金子浩一　大字鴨田一三〇三
◎第一部会（会長　印藤為祐）
理事
第一支会　馬場利造、岸野政雄
第二〃　小谷野幸平、荒幡邦武
第三〃　高橋初男、小沢一作
第四〃　小田勝吉、神山義男
第五〃　岩沢弥一郎、荒井四郎
第六〃　尾高徳太郎、赤沢義守
第六〃　小名木教吉、矢沢新治郎
第八〃　間仁田春二、小野沢亀太郎
第九〃　岩崎靖夫、平原初雄
第十〃　米沢伸郎、印藤為祐
（理事上段は支会長、下段は副支会長）
ただし第三支会は理事と別に選出されています。
第三支会長　栗城至誠
〃　副支会長　風間弘章
◎第二部会（会長　帯津利善）
理事
芳野支会　須賀竹造、山下周治
古谷〃　菊見喜之助、鈴木幸七
南古谷〃　田中泰三、若海文之
高階〃　斉藤四郎、中村邦夫
福原〃　山田勘助、村田与平
山田〃　帯津利善、原貞吉
名細〃　勢〃政治、宮根一郎
霞ケ関〃　野口義平、加藤義一
霞ケ関第二　布施保寿、細田昌治
大東〃　山崎初五郎、高野貞雄

特別弔慰金の範囲拡大

請求手続五月三十一日まで

戦没者の遺族に対する特別弔慰金に関する法律の一部が改正され受給資格の範囲が拡大されています。

これは昭和四十一年、法律第百八号によるもので、内容についてはすでに新聞等によりご存じのかたもあると思いますが、おもな改正点は転給の範囲が拡大されたことです。

転給の範囲は昭和二十七年以降弔慰金を受けていた人と、今回特別弔慰金を請求する人が異なっている場合、従来は戦没者のこどもまでの範囲で転給が認められていましたが、法律の一部改正によって、転給できる遺族の範囲は、戦没者の血統関係にある、父母（戦没者が他家の養子となっていてその養父母がいないとき）孫、祖父母、兄弟姉妹まで拡大されました。

この改正により、あらたに受給資格を得たかたで、まだ請求の手続をしていないかたは、なるべく早く請求の手続をしてください。

請求期限は昭和四十四年三月三十一日までとなっています。

なお、この特別弔慰金を請求できるかたは、昭和十六年十二月八日以後、戦病死された軍人、軍属の遺族で、つぎの内容に該当するかたです。

▽昭和四十年四月一日以前に、戦没者の遺族で公務扶助料、遺族年金、共済年金等を受給していた人が死亡、その他の理由によって、その資格を失なってしまい、同年四月一日以後これらの年金を受給する遺族がいない場合に、前述の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹にあたるかたが請求することができます。

また、改正前、昭和四十年の法律第百号によって、すでに受給資格を得ているかたで、まだ請求手続をしていないかたは、昭和四十三年五月三十一日までに請求してください。五月三十一日を過ぎますと時効となり請求権がなくなりますから忘れずに請求手続をしてください。

なおこの特別弔慰金の関係にとしての五月三十一日で、時効になるものと、昭和四十四年三月三十一日までのものになっていますがどちらに該当するか不明の場合もあると思いますので、受給が該当すると思われるかたは、ことしの五月三十一日前に市の福祉事務所にお申し出てください。

請求の手続、その他詳細については市の福祉事務所社会係にお問い合わせください（電三一一四五〇内線四七）

災害時に備えて

防災計画を修正

暴風、豪雨、豪雪などの諸災害を最少限度にくい止め、市民の安全を図るための「川越市地域防災計画」は、昭和三十九年八月に作成され現在に至りましたが、その内容が若干実情にそわない点も生じましたので、県の防災計画に合せ修正し、去る二月二十日防災会議の議決を経た次第です。

防災計画の修正点

今回の修正のねらいは、市内にある国や県または電話、電報、鉄道、運輸などの防災関係機関が市の防災にどのような役割があるかを明確にし、その連携を強化するなどそれぞれの組織および運営に関する計画を取り入れるとともに現在の計画項目を整理統合して計画の構成を整えたものです。

それぞれの計画の修正についてふれてみますと、

①総則

従来の計画を整理して、本計画の基本的事項として、目的、市の概況、防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱等、その内容を具体的にしました。

②災害予防計画

この計画は、従来の計画を整理統合して、防災組織整備計画など八つの計画にわけました。その内容は災害に対処するための組織化と協力体制の整備、通信資器材の常備と点検、防災思想のかん養と向上または訓練計画に基づく訓練の実施など万一に備える事前計画です。

③災害応急対策計画

この計画は、従来の計画を整理編集して実践的なものとし、不幸にして災害が発生した場合に対処するもので、活動体制計画を始めとし二十八の計画にわかれておりその内容は、災害に対処する市ならびに防災関係機関の活動体制と活動要領等で例えば、災害時にはとかく状況不明による混乱が起り易いので災害広報計画で(1)災害状況、(2)災害対策状況、(3)電力、ガス、水道状況、(4)災害時の携行品、(5)災害時の安全確保、(6)災害時の衛生、応急措置などについて広報が計画され、また事態の急迫に備え、避難所の開設場所（小中学校）の標示または取り扱い、並びに万一のときは広報車、係員の誘導によるり災者の収容、なお食糧供給、給水、医療、防疫、清掃等の心要な対策が盛り込まれています。

④災害復旧計画

従来の計画は、たんに計画項目のみの標示でしたが今回の修正で計画全般にわたって内容を具体的にしました。計画内容は、公共施設の災害復旧計画を始めとし、五つの計画にわけられ、被害を被った公共施設の災害復旧または事業

水道料

検針・集金が一カ月おき

四月から実施

今まで行なっていた水道の検針と集金を一カ月おきに、二カ月分をまとめて行なうことになりました。

このことについては、すでに二月号の広報紙「川越」でお知らせいたしましたが、更にご理解とご協力をお願いいたします。

◎検針・集金の方法が変わっても料金は高くなりません。

たとえば四月、五月分を五月に検針して十六立方使った場合、各月を半分づつ使ったものとして八立方使ったものとなりますが、二カ月まとめて計算すると下の表のとおりになります。

旧新比較表（家事用の場合）

旧新	月分	使用水量	水道使用料	量水器使用料	計	集金	備考
旧	4	8㎥	160円	30円	190円	毎月	
	5	8	160	30	190		
新	4～5	16	320	60	380	2カ月1度	
旧	4	7	160	30	190	毎月	
	5	9	180	30	210		
新	4～5	16	320	60	380	2カ月1度	20円安くなる

使用水量8立方メートルまでは定額料金（量水器使用料含む）190円です。

市営住宅のあき家

入居者募集

市営住宅に、あき家がでました募集内容はつぎのとおりです。入居を希望されるかたは申込んでください。

▽入居資格＝市内に居住または在勤の者で、月収二万円以上三万六千円以下（月収は総収入より種々控除した額）

▽場所、募集戸数

○新宿町二丁目、一戸、家賃月額二千五百円

○岸町二丁目、一戸、家賃月額二千二百円

○小仙波町一丁目、一戸、家賃月額六百五十円

▽申込書の交付

昭和四十三年三月十五日から三月二十七日まで、市役所建築課と市民相談室の窓口

▽申込書の受付

昭和四十三年三月二十七日、午前九時から午後四時まで、市民体育館会議室

▽抽せん

昭和四十三年三月二十八日、午前十時から、市民体育館会議室

その他詳細については、建築課にお問い合わせください。（電三一一四五〇）

三月の巡回行政相談

▽場所＝霞ケ関公民館

▽日時＝三月二十七日、午後一時から四時まで

▽行政相談担当

行政相談委員　関口道之助

山田小学校の体育館完工

昨年8月、着工した山田小学校体育館がこのほど完工し、2月3日に完工式が行なわれました。

この体育館は鉄骨造りで、延面積は540・61平方メートルで、バレーボール1基、低鉄棒5間、高鉄棒1基、固定式バスケット1組、屋内用マット6枚、防球ネット大小1組照明や放送室、男女更衣室やシャワーなどが設備されており総工費157万円かかりました。

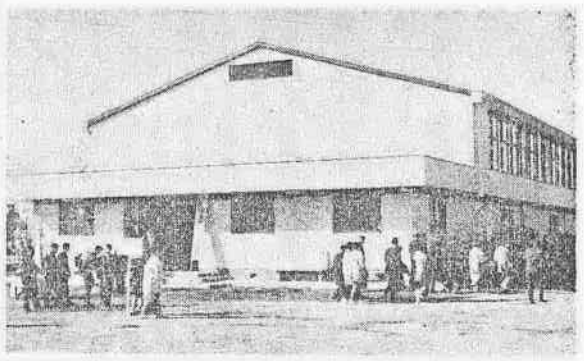

三月の巡回行政相談

▽場所＝霞ケ関公民館

▽日時＝三月二十七日、午後一時から四時まで

▽行政相談担当

行政相談委員　関口道之助

回覧板

犯罪防止集会

犬の登録と予防注射

▽四月十一日（木）＝芳野出張所＝午前、山田出張所＝午後

▽四月十二日（金）＝南古谷出張所＝午前、古谷出張所＝午後

▽四月十五日（月）＝霞ケ関出張所＝午前、高階出張所＝午後

▽四月十六日（火）＝名細公民館＝午前、福原出張所＝午後

▽四月十七日（水）＝大東西小学校＝午前、大東出張所＝午後

▽四月十八日（木）＝霞ケ関出張所＝午前、霞ケ関第二出張所＝午後

（午前は九時三十分から十一時三十分まで、午後は一時から三時までです。ただし十五日と十七日の午前は十時三十分から十一時三十分までです）

○登録手数料＝一頭につき二百円

○注射手数料＝一頭につき二百十円

青年海外派遣候補者募集

総理府青少年局では、青年の海外派遣候補者を次の要領で募集します。

▽募集人員＝二名

▽募集締切＝四月一日

▽応募資格＝四月一日現在で二十才～二十六才未満のかた。

▽申込＝川越市青少年を守る会本部事務局、[illegible]

▽三月二十七日＝宮元町、神明町、石原町一・二丁目、田町、野田町一・二丁目、東田町、脇田新町、広栄町

▽四月三日＝脇田本町、旭町一・二・三丁目、新宿町一・二・三・四・五・六丁目

▽四月十日＝高階全地区、住吉町

▽四月十七日＝岸町一・二・三丁目、今成町、小室町、鴨木町、古市場、今泉

▽四月二十四日＝郭町一・二丁目、宮下町一・二丁目、志多町、喜多町、元町一・二丁目

生活を明るく伸ばす下水道

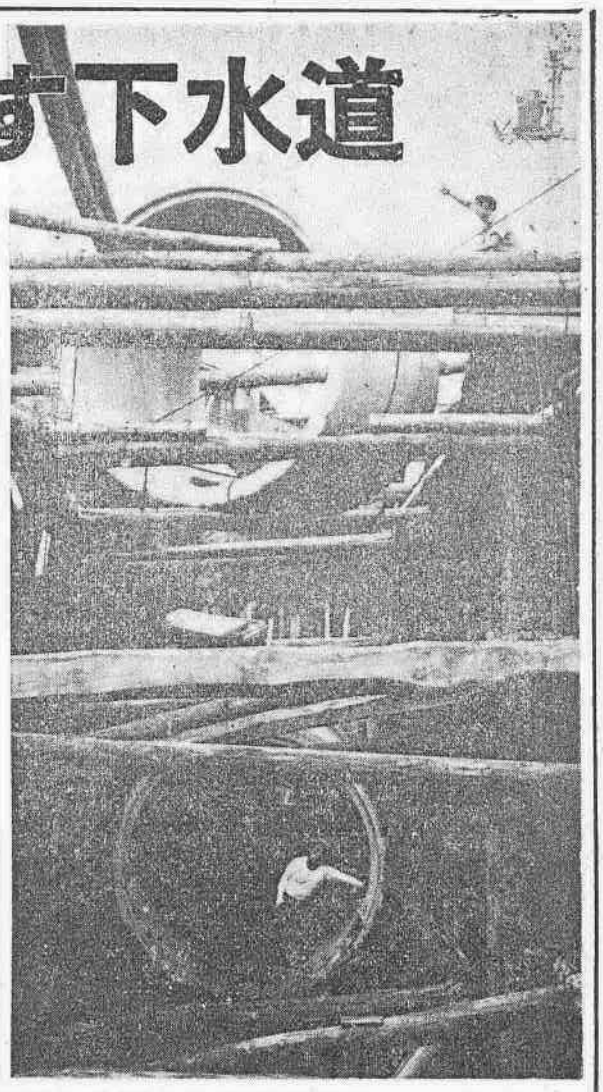

本市においても一時中断していた下水道事業を昭和三十七年度より第三期計画とし実施、継続中のものであり、さらに国の四十二年度より始まった下水道建設新五カ年計画に合わせ、処理区域の拡大を策し、健全な環境に都市形態を整備する必要にせまられている現況であります。

その昔、城下町として発展した本市は、市街地中心部は全国でもめずらしい土蔵造り店舗がつらなっています。古い文化と伝統をもつ川越市も、いまや新しい時代への脱皮をはかり、「近代都市川越」と変わっています。

しかし下水の面では、市街地のごく一部にだけ布設してあるだけで、発展途上にある新市街地区ではかなり立ち遅れております。

そのために

〆少し雨がふると水のはけ場がなくて、すぐ浸水するところがあります。

▽カやハエの発生を防ぐために年々数百万円の薬剤を散布し、そのほか環境衛生の改善のためにいろいろと予算をつかいながらやれ日本脳炎だ、やれ小児マヒだとかいって、びくびくしなければなりません。

▽まちのまん中を、きたない下水がむき出しのまま流れています

菜っ葉の切りくずや魚の頭がところどころにひっかかって、町の美観もなにもありません。

▽最近家を新築されるかたから、よく水洗便所をつくりたいという希望がありますが、いまのままでは、大がかりな浄化装置をもうけなければならないため、せっかくの文化住宅も便所は相変わらず「くみ取り式」ということになります。

新聞の広告欄でよく〆宅地分譲〆国鉄○○駅から徒歩××分、上下水道、ガス完備〆といった広告を見受けますが、上水道とともに下水道も完備されていることが、住みよい住宅地としての欠かせない条件です。この点では、川越市のいまの市街地は完全な住宅地とはいえません。

そこでこんな悪い状態をあらため、文化都市として住みよい町（健康都市）にするために、市街地全域に下水道の布設が強く望まれています。

市下水道の現状

本市の下水道事業は、前に述べましたとおり昭和六年から昭和十三年の間、第一期・第二期の公共下水道として六十八万二千円で二百九十六ヘクタールにわたり施設され、放流下水としての効用を果たしてまいりました。

この規模は約六千世帯、二万五千人程度の汚水を流せるもので八ヶ所の排出口から新河岸川に流しています。

しかし市街地区域の拡大に伴いまして第三期計画を企図し、昭和三十八年計画変更による認可を得て、百八十ヘクタール余の拡張を策しました。これには各放流点を結ぶ遮集幹線計画も入っておりすでに一系列完了し、操業を開始した終末処理場に導流されています

この第三期計画は、昭和三十五年度より総事業費九億円（含終末処理場建設）で計画したもので昭和四十二年度をもちまして約五億九千万円を消化し、実施継続中のものでありますが、昭和四十三年度より始まります、第三期（第二次）計画に合わせ、昭和四十二年十二月計画変更の認可が決定、十六億三千万円をもって昭和四十七年度まで現認可施設整備を急速に行ない、更に発展途上にある他地区に処理区域を拡大し、川越市を健全な環境に整備しようと企図しています。一方、川越、福岡、大井にまたがる二千ヘクタールの地区に二つの幹線を川越都市計画都市下水路事業として四十二年度より実施しています。

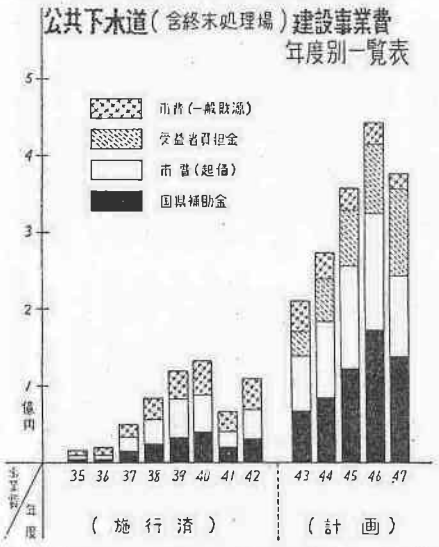

右のグラフで見るように、下水道の建設資金（投資額）は毎年ぐんぐん伸びていますが、その資金は国の補助金、地方公共団体（都市）の借金（起債）と税金、地域住民の受益者負担金などによってまかなわれています。

遅れている〆市民の下水道〆は国、都市、市民の一致協力した資金負担と、たえざる努力によって促進されるべきだといえましょう。

受益者負担金制度

実施にご協力ください

公共下水道が設置されますと、その地域は下水を排除する効果のほか、環境衛生の向上、都市の美観、水洗便所の使用、浸水による被害の防除等、公共下水道のない地域に比べ生活に快適さをもたらします。しかし、下水道事業は上水道事業と同じように、いや上水道の数倍もの金を投じかつ長期にわたり行なわなければ完成できない大きな事業なのです。そしてこの下水道の施設が設けられるのは川越市全域（一万一千ヘクタール）のうち今回は中心市街地（七百三十四ヘクタール）だけですからこの地域内に土地をもっておられる人々だけが、下水道事業によって多くの利益をうけ、その上この事業のために一般国民や全市民のかたがたの負担による公費、つまり国庫補助金や税金だけが使われるということになりますと、全体からみて大変不公平だということになります。そこで事業が行なわれることによって土地が実質的に値あがりする、その財産価値の増加分の一部を「受益者」のかたから負担金として出していただくのが「受益者負担金制度」です。

川越市で実施することになりました下水道受益者負担金制度は下水道管きょ（下水管およびポンプ場）事業費と、処理場等建設事業費の三分の一の額を下水道が設置される地区の土地の所有者、または賃借人等の権利者のかたがたが、その持っている土地の面積に応じて負担し、その負担金を五カ年二十回分割で納入していただくようものです。そしてこの制度は都市計画法の規定によって定められております。

市では現在、下水道使用料をいただいておりますが、この使用料はあくまでも下水道施設の維持管理等にあてる費用で、受益者は使用者ですが、受益者負担金は下水道建設費の一部に充当するもので対象者は土地の所有者または賃借権等の権利者です。

以上受益者負担金制度の内容説明をいたしましたが、川越市では第三期工事着工以来、諸費材料費等の値あがり、国庫補助、起債等が予定通りつかなかったりして、なかなか思うように事業が進みません。このままの状態では市街地金域に下水道が完成するのは、いつになるかわからない状態です。

ところが皆さんもご承知のとおり川越市の実情は早急に下水道を設置しなければならない地域がおおきく、とても数十年も待つことはできなくなっています。

そこで一日も早く下水道完備し、住みよい町とするためには年間十億円の市税収入の財政規模ではこの大事業の完成が不可能なので、やむを得ず市民の皆さんに工事費の一部を負担していただく受益者負担金制度を実施しなければならなくなったわけです。この制度を実施すれば、受益者負担金を下水道事業の財源とすることはもとより、下水道建設に対する市民の熱意と協力および市が市民の皆さんに下水道をいつまでに必ず設置しますと約束することになりますので、国は優先的に国庫補助、起債を考慮してくれるため市費と合わせて多額の事業費を投入できる事業が非常に促進されます。

「受益者」とは

第一番に土地の所有者です。下水道排水区内に土地をもっておられるかたは、市が下水道事業を進めることにより、いながらにして土地の値うちがあがるのですが、その値うちのあがる額の何分の一かを負担していただくわけです。

しかし土地によっては、地上権、永小作権、賃借権または使用貸借をしくは管理による権利が長い期間にわたって定めてある土地があります。こうした土地については下水道ができることによって利益を受けるのは、土地の所有者ではなくて、こうした権利者なのですから、この場合には所有者以外の土地の権利者に負担金を納めていただくことになります。これらの土地の所有者とか、また土地に権利が設定してある場合にはその権利者を「受益者」といいます。つまり「受益者負担金」を納付していただかなければならないんのことです。また負担金は下水道事業によるその土地の財産価値の増加分の一部を受益者のかたから出していただいて建設費にあてようというのですから排水区域内にある土地は公のものであろうと、一般私有地であろうと事業によって等しく利益を受けますので、公共のためにある道路、公園、堤防など以外は国有地も公有地（県や市など）所有している土地）も等しくその管理者に対して負担金がかかることになります。

どれだけの負担になるか

負担金額は負担区によってそれぞれ異なりますが、四十三年度より負担していただく区域は、第一負担区、第二負担区（一部を除く）、第三負担区でその金額は一平方坪あたりそれぞれ五十一円（坪二百六十八円）、七十八円（坪二百五十七円）、六十二円（坪二百四円）です。以上の結果、第一負担区内に三百三十平方坪（百坪）の土地を所有（または使用）していた場合、負担金の総額は一万六千八百円となり、この金額を五年間二十回に分けて負担していただくわけであり一回の金額は八百四十円となります。

賦課対象区域

四十三年度に負担金の賦課が予定されている区域は

▽第一負担区（二百七十一・八ヘクタール）

恵多町、喜多町、元町二丁目、元町二丁目、大手町、幸町、末広町一丁目、末広町二丁目、仲町、大新町一丁目、大新町二丁目、連雀町、松江町一丁目、松江町二丁目中原町一丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、通町、南通町、脇田町、西小仙波町一丁目の各全地域

宮下町一丁目、宮下町二丁目、宮元町、神明町、石原町一丁目、郭町一丁目、郭町二丁目、末広町三丁目、久保町、三久保町、三栄町田町、中原町二丁目、脇田本町、菅原町、富士見町、小仙波町三丁目、小仙波町五丁目、西小仙波町二丁目、仙波町二丁目、仙波町二丁目、仙波町四丁目、仙波町四丁目の各一部地域

▽第二負担区（百十六・二ヘクタール）

小仙波町四丁目、仙波町三丁目の各全地域。

▽第三負担区（三十・三ヘクタール）

中原町二丁目、田町、東田町、脇田本町、富士見町の各一部地域。

以上の地域については昭和四十三年度末までに特別な区域として排水浄化が可能となるわけです。

公共下水道整備状況

43年3月1日現在

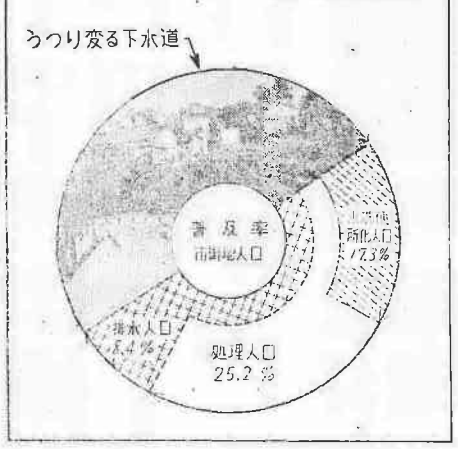

水洗化区域ひろがる

近く水洗可能区域として次の区域（可能戸数約二千戸）がはいります。

（全区域）

▽三久保町　▽大手町　▽松江町

（一部の区域）

▽郭町一丁目　▽郭町二丁目　△元町一丁目　▽元町二丁目　▽幸町　▽小仙波町三丁目　▽小仙波町四丁目　▽小仙波町五丁目　▽仙波町二丁目

絵で見る下水道の働き

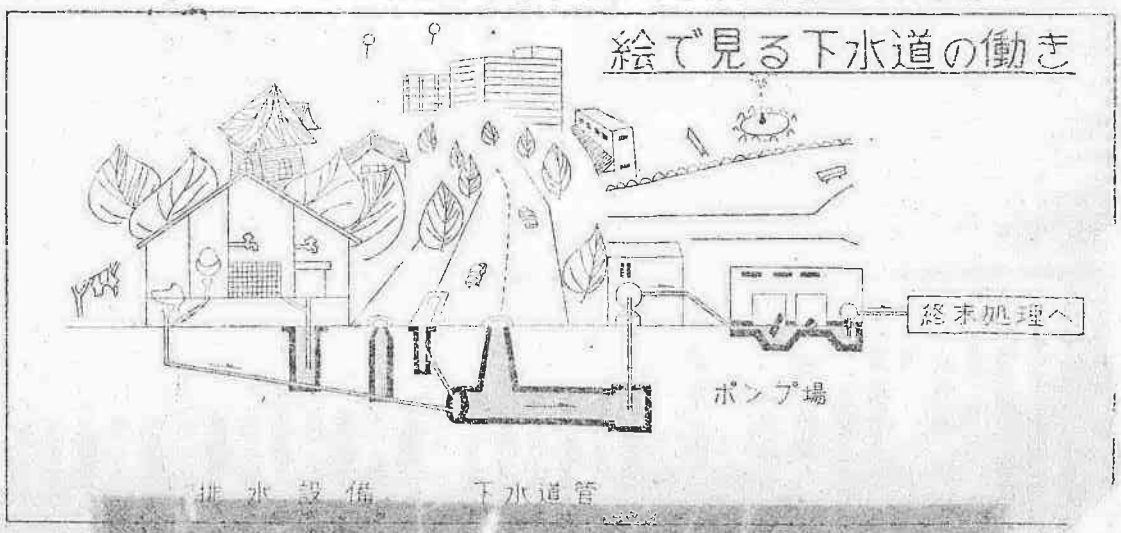

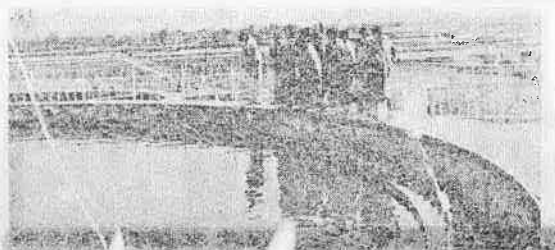

【写真は滝ノ下処理場】

負担金の沿革と現況

戦前における都市計画法に基づく受益者負担金制度は、街路、運河、軌道等に関しても広く採用されており、下水道事業に関する受益者負担金は、下水道自体があまり実施されなかったことにもよりますが、必ずしも中心的存在ではなかったのです。

戦前の下水道受益者負担金制度は、大正十四年十二月「東京都市計画下水道受益者負担金ニ関スル件」（内務省令第二十八号）に始まりました。これに次いで、大阪、秋田、豊橋、西宮、千葉、京都、那覇、川口、姫路等にその制度の活用が広がっていったのです。

これらのうち、秋田、豊橋を除いては戦中戦後の混乱期に相次いで負担金の徴収は不可能となり、やがて省令も廃止されました。戦後は昭和二十三年福井市において戦災復興事業の一環として負担金制度が採用されて以来、再びまたこの制度が活用されるようになったのであります。とくに昭和三十三年下水道法が制定されるに至った頃から急速に採用の幅を広げていき、現在検討中三十三を加えて百五都市となり、ますますこの制度の活用は広がる傾向にあります

▽よくなる新河岸川の水質

不老川合流点から野田地域にかけての旧赤間川は、昭和四十年一級河川新河岸川と名前が変わりました。この河川について多年の要望が実り、昭和四十二年度から本格的改修が県施行によって始まりました。

上流毎秒四十トン、下流毎秒八十五トンで、下水道計画と表裏一体の密接な関係にあり、普段にあっては河川水の汚れ、豪雨時の際には氾濫等最大の悩みであったわけですが、りっぱな都市河川とその様相を一変することとなります

▽事業の困難性と問題点

今日まで二回の計画変更を行ない、市勢の進展に追い付き追い越そうとしている本事業もいろいろの問題点を解決しながら進めることになります。

計画上の内容としては

▼排水区域の拡張と整備の促進

▼計画下水量の増大と能力増強

▼排水区域の変更とポンプ場の新設

なかでも生活水準の向上がもたらす排出下水量および悪質下水の増加等計画下水量の変化が重要な技術的課題となります。さらに水質保全法の規制から処理放流水の水質高度化が要求され、処理能力がこれまた将来の課題となりました。

施行面での問題点としては

▽交通規制による施工の時期、道路構造上から要求される費用の増嵩

▽路面舗装にとどまらず二重投資

▽崖地にある住宅の汚水排水設備

▽私道排水設備

▽L型側溝の布設

等があります。

大きくは、市の土地利用計画であって公共下水道をいつどこまで整備拡充すべきかであるといえましょう。

近年相次いで組合施行、市施行の区画整理事業が行なわれる傾向にあり、当然これらは公共下水道計画区域に入らなければなりません。しかしながら、到底下水道単独では積極的に解決できず、受動的な立場にあって相当の日時と困難が予想され真剣に取り組み、下水道の完備した理想都市を出来るだけ早く築き上げるため努力いたします。

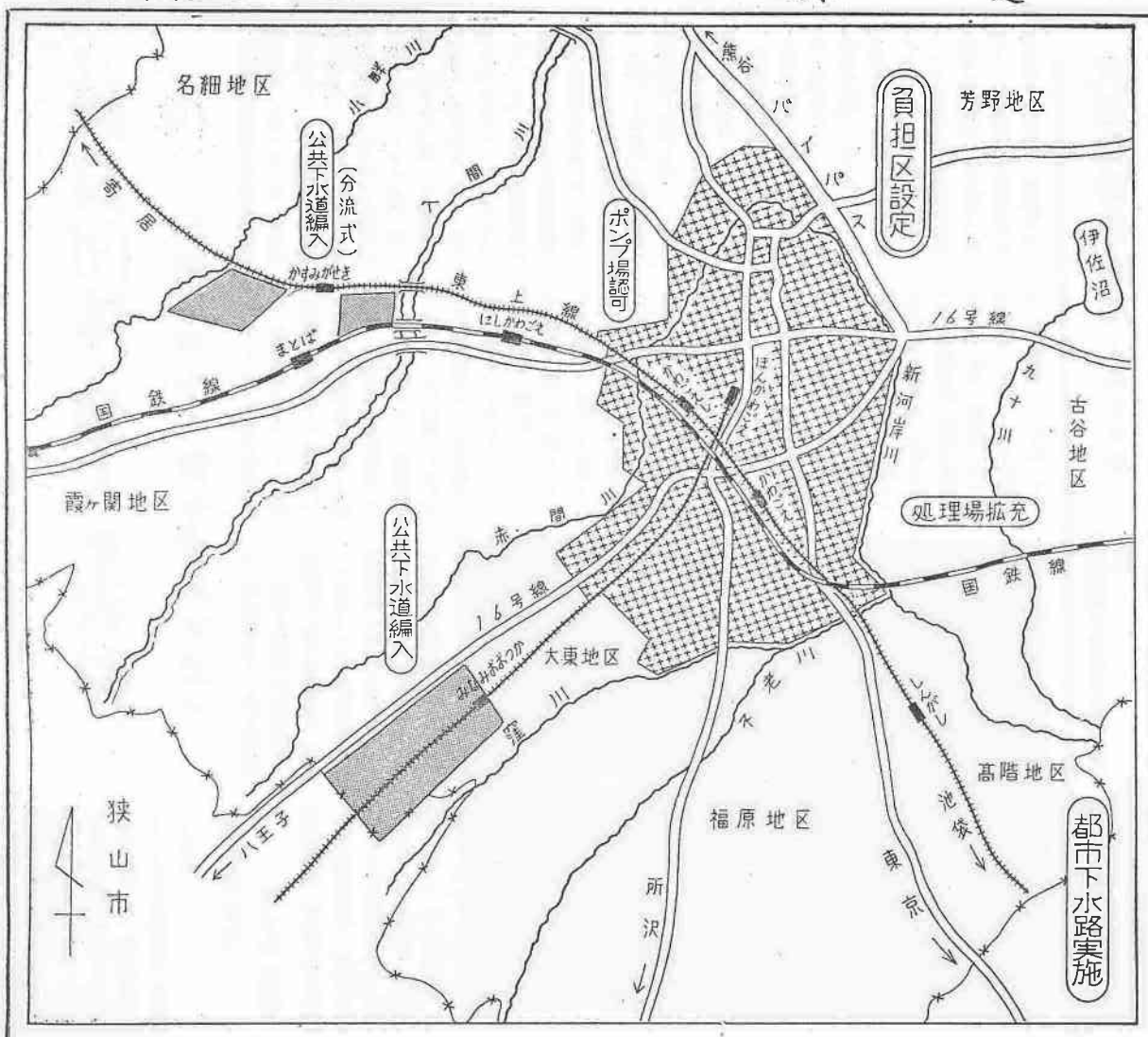

←よな川の工事風景

霞ケ関第二処理場↓

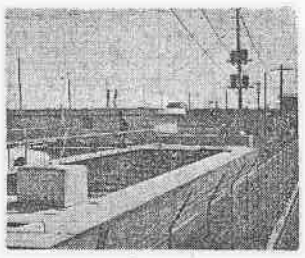

霞ケ関第一処理場↓

負担金の算出方法

受益者の負担金を算出するには

◇第一に、負担金の事業費を算出する

負担区の事業費は、当該負担区に係る共通事業費および当該負担区における共通事業以外の事業に要する費用（単独事業費）の合計です。共通事業費は関係の負担区に、負担区の面積に比例して配分される。今、負担区の事業費を図式で表わせば、左の図のようになります。

このような方式により、共通事業費は計算されるから、下水管きょの上流部分の負担区ほど、共通事業が増すため負担金額も高くなるのが通例です。

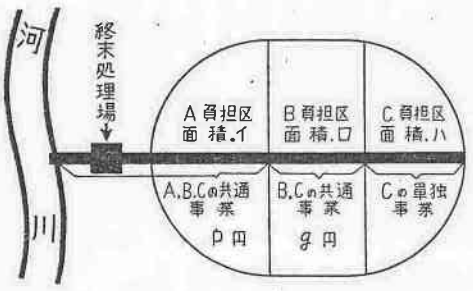

$$A負担区の事業費 = 共通事業費\left(\frac{イ}{イ+ロ+ハ}P\right) + A負担区の単独事業費$$

$$B負担区の事業費 = 共通事業費\left(\frac{ロ}{イ+ロ+ハ}P + \frac{ロ}{ロ+ハ}g\right) + B負担区の単独事業費$$

$$C負担区の事業費 = 共通事業費\left(\frac{ハ}{イ+ロ+ハ}P + \frac{ハ}{ロ+ハ}g\right) + C負担区の単独事業費$$

◇負担区の事業費に負担率を乗じて、負担区の負担金の総額を得る。

◇負担区の負担金の総額を、負担区の地積で割って単位負担金額（1平方メートル当りの負担金額）を得る。

◇単位負担金額に賦課対象区域内において受益者が所有し、または地上権等を有する土地の面積を乗じて各受益者の負担金額を得る。

これを式であらわせば、左の式のようになります。

$$受益者の負担金額 = \left(\frac{負担区の事業費 \times 負担率}{負担区の地積}\right) \times \left(賦課対象区域内の受益者の土地の面積\right)$$

単位負担金額

市議会日誌

▽一月二十九日午前十時三十分より、市役所応接室において、総務常任委員協議会が開催され「市政の現況について」市理事者よりの説明をうけ、種々協議いたしました。

▽二月一日より二日までの二日間にわたり、群馬県において、関東市議会議長会第三回理事会が開催され、議長および事務局長が出席し「交通安全対策について」等を、種々協議いたしました。

▽二月六日より七日までの四日間にわたり、厚生常任委員会が山口市、岩国市、福山市を訪問「厚生関係の諸行政について」の行政視察をいたしました。

▽二月七日より十一日までの五日間にわたり、文教常任委員会が、長崎市、熊本市、姫路市、豊中市を訪問「文教関係の諸行政について」の行政視察をいたしました。

▽二月八日午後一時より、川口市において、埼玉県市議会議長会事務局長会議が開催され「埼玉県市議会議長会の関係事務」について、種々協議いたしました。

▽二月十日午後一時より、川口市において、埼玉県市議会議長会役員会が開催され、議長および事務局長が出席し「埼玉県市議会議長会臨時総会の運営」等について、種々協議いたしました。

▽二月十二日午前十時より、市役所会議室において、決算特別委員会が開催され「昭和四十一年度埼玉県川越市歳入歳出決算の歳出の部、総務費より、農林水産業費まで」の各款にわたり委員より種々、詳細な質疑があり、それぞれ理事者の答弁を求め、慎重に審査いたしました。

▽二月十三日午前十時より、市役所応接室において、決算特別委員会が開催され「昭和四十一年度埼玉県川越市歳入歳出決算の歳出の部、農林水産業費より教育費まで」の各款にわたり、委員より種々、詳細な質疑があり、それぞれ理事者の答弁を求め、慎重に審査いたしました

▽二月十三日より十五日の三日間にわたり、総務常任委員会が吹田市、浜松市を訪問「総務関係の諸行政について」の行政視察をいたしました。

▽二月十四日午後一時に、川口市議会議長が「埼玉県市議会議長会関係諸打合せ」のため来庁されました。

▽二月十五日午前十時三十分に岸和田市議会議員等三名が、行政視察のため来庁し「建設関係事業等について」熱心に視察されました。

▽二月十六日午前十時より、市役所会議室において、決算特別委員会が開催され「昭和四十一年度埼玉県川越市歳入歳出決算の歳出の部、教育費より予備費まで」の各款にわたり、委員より、種々詳細な質疑があり、それぞれ理事者の答弁を求め、慎重に審査した結果、決算特別委員会としては「昭和四十一年度埼玉県川越市歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

▽二月十七日午前十時より「川越城本丸御殿完工式」が挙行され、正副議長、議員および事務局長、事務局次長が出席いたしました。

▽二月二十日午後一時三十分より、市役所議員控室において、厚生常任委員会が開催され、十二月十二日開会の第六回定例市議会において、継続審査となっておりました請願「学童保育の実施方請願について」を、議題とし、種々詳細にわたり審査した結果、厚生常任委員会としては「採択」することに決定いたしました。

同じく二月二十日より二十一日の二日間にわたり、栃木県藤原町において、埼玉県議長会臨時総会が開催され、議長および事務局長が出席し「第三、四回関東市議会議長会提出議案」等について、種々協議いたしました。

▽二月二十二日午前十時より、市役所会議室において、決算特別委員会が開催され「昭和四十一年度埼玉県川越市公益質屋事業特別会計」ほか六件について「歳入、歳出各款」にわたり、委員より、種々詳細な質疑があり、それぞれ理事者の答弁を求め、慎重に審査した結果、決算特別委員会としては「昭和四十一年度埼玉県川越市公益質屋事業特別会計ほか六件」については、認定することに決定いたしました。

同じく午前十時より、東京都において、全国市議会議長会第四回評議員会が開催され、議長および事務局長が出席し「昭和四十三年度国家予算編成にあたり、自主財源の強化等の配慮を要望する」ことについて、種々協議いたしました。

▽二月二十三日より二十四日の二日間にわたり、第二ブロック議長会臨時総会が開催され、正副議長および事務局長が出席し「昭和四十三年度埼玉県市議会議長会第二ブロック議長会歳入歳出予算について」等、種々、協議いたしました。

▽二月二十四日午後二時より、市役所応接室において、市議会運営委員会が開催され「昭和四十三年度市議会費等について」種々、協議いたしました。

▽二月二十六日午前十時三十分に、一関市議会議員等七名が、行政視察のため来庁し「市民会館および市民体育館の状況」等について、熱心に視察されました。

▽二月二十七日午前十時に大館市議会議員一名が、行政視察のため来庁し「厚生関係の行政について」熱心に視察されました

▼去る一月二十四日に死去されました、市議会議員田作道氏に「生前の」に尽力した功労

従六位勲

〝優良団体・個人を表彰〟

〝川越市青少年健全育成大会〟

第四回川越市青少年健全育成推進大会は、二月二十一日、市民会館で開かれ、青少年問題協議会委員をはじめ、各地区の青少年を守る会指導委員、青少年福祉会委員、青少年相談員、PTA会員、婦人会員、母子愛育会等、各関係者多数が参加、優良団体、個人、善行青少年の表彰式を行ないました。

また、二つの団体の活動経験の発表、青少年の幸福と健全育成のための研究等も行なわれ、最後に埼玉県警察音楽隊の演奏、埼玉国体「川越」の映画の上映で盛大に大会の幕をとじました。

同大会で表彰された団体と個人は次のとおりです。

◎団体表彰

▽連雀町中央父母の会＝磯田国雄、連雀町二七～一二▽美久保子供会金井朗久、三久保町四～七▽宮下町一丁目青少年を守る会＝大沢五郎、宮下町一丁目十～十一▽末広町二丁目青少年を守る会＝栗原朝治、末広町二丁目五～二▽新宿町二丁目青少年を守る会＝町田広吉、新宿町二丁目十～十二▽上戸青少年を守る会＝小島美佐江、下新河岸△中福北子供会＝吉田和美、今福▽新宿旭町連合ともしび会＝加茂下ロク、新宿町三丁目十八～七▽白ゆり・竹の子子供会＝阿部敏子、鈴木啓子、森美代子、上戸地区

◎個人表彰

▽稲荷谷辰次郎、宮元町十六～一▽井上通子、元町二丁目八～八▽大野喜代、郭町二丁目十一～二▽小谷野幸平、仲町六～三▽米沢伸郎、中原町二丁目十三～一▽笹田延男、岸町二丁目二三～二▽山田トシイ、南通町十三～十▽牛窪静代、脇田本町二～三▽中島シマ、新宿町三丁目三～十一▽山口力、西小仙波町二丁目二六～二▽矢島邦夫、田町三～九▽山田正二、鴨田一一七二▽三上喜久蔵、古谷上二一二三▽塩野喜治、古谷上四三一六▽白川正三、砂新田一五一▽細田文夫、中福三八七▽村田与平、下松原七十～一▽堺フサエ、南大塚七五九～四▽奥富栄一、増形五〇五▽落合源次郎、豊田本九七五▽栗原喜次、笠幡一七三八～一八▽長嶋ちか子、天沼新田一四六▽小林暁、下広谷九三一▽戸田勝吉郎、山田一四五九▽須賀鎮彦、伊佐沼八

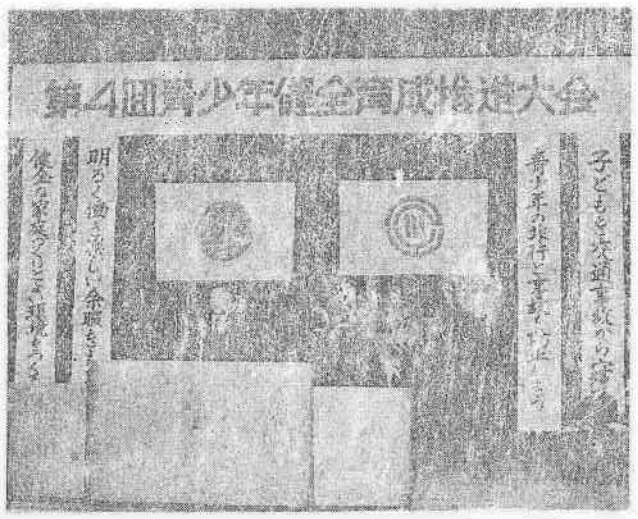

▽柳井弘、富士見町八～四▽浜田善吉、旭町一丁目一九～一二▽新井長治、松江町二丁目三～五▽前田弘、西小仙波町二～十二～七▽天沼振雄、中原町一丁目三～八

◎優良善行青少年表彰

▽高橋伸明、新富町二丁目十四～五▽長谷川敦子、新富町二丁目十一～一▽松田かおる、連雀町二～八▽水村豊子、新宿町三丁目三～十一▽高橋邦男、小谷三三八～二▽三上泰孝、古谷上二四一七▽島田洋子、古谷本郷八六九▽岡田悟、大中居三二六▽塩川雄二、中福五九五▽塩川智朗、中福五九五▽小野沢千代子、豊田本一一〇九▽田中初江、大袋新田五九▽増田良一、下小坂五九九▽滝島玲子、下広谷七九二▽新島衛、的場九四一▽山口洋、新富町一丁目一五～四▽山下けい子、月吉町四六～三▽橋川喜みよ、中原町二～五▽水口光弘、中原町二丁目六～一▽山田正男、鴨田一五五五▽小山進、砂新田七七▽矢部正信、今福三八二～一▽斉藤保、大袋新田八五七▽奈良巌、笠幡七六～二▽将基孝昭、的場二三三二▽阿部和雄、上戸三三八▽時田光枝、鯨井一八九▽西山定信、郭町二丁目四～十

〝学年末の非行と家出を防ぎましょう〟

保護者にとっても、一年のうちで最も悩みの大きいのは、学年末の三月ではないでしょうか。

それは、進学、就職の決まる大切な時期であるとともに、この時期特有のムードから、ちょっとした刺激がもとで不良化したり、家出したりする少年が多くでるからです。

保護者、関係者はもちろん、一般のかたもつぎの点に注意して少年たちが人生の転換期ともいえるこの時期を無事にのりきることができるよう見守ってあげてほしいものです。

◎親が自分でできなかったことを子どもによって実現しようとして大きな期待をかけ、子どもに能力以上の無理をさせて、その心に重い負担をかけることのないようにする。

◎こどもに失敗やまちがいのあったときはむやみに強くしかったりぐちをいったりすることはつつしみ、同じあやまちを再び繰り返さないようにする。

◎こどもの学校生活に入学試験に失敗したときは、あたたかくなぐさめ、励ましてやる。

◎父にしかられた、両親に反対されたといって家を飛び出している少年が多い。これは、親がこどもをよく理解していないとか、親の気持がこどもになっとくされていないとかの理由によるものです親子がなんでも話し合える明るい家庭環境をつくり、親とこどもの考えを調和していくようにすることが必要です。

◎たとえ、他人のこどもであっても、よい行ないをしているのをみたときは、ほめてやり、失意の少年を知ったときは励まし助言してやるようにする。またよくない行ないをみたときは、やさしいことばで注意を与え、少年たちの非行や家出を未然に防ぐようにする。

これらのことをもう一度よく考え学年末の非行や家出を防ぎたいものです。

新入学おめでとう

「はい」と返事ができますか

四月八日は、一年生の入学式です。新しい学校生活の第一歩を踏みだす意義深い日です。

学校という新しい集団生活に入ろうとしているお子さんは、親や周囲の人が考えているより、ずっと緊張しています。この、はじめの段階をうまく乗りきれると、あとの学校生活が順調に進むものです。

入学のときの感情は、あんがい長くその人の心の中に残っています。「そんなことをすると先生にしかられますよ」とか「お友だちに笑われますよ」などといいがちですが、感受性の強いお子さんたちは、ちょっとした親の不用意なことばで、先生やお友だちに警戒心をもってしまいます。

お子さんたちの緊張感をすこしでもやわらげるよう「ちゃんとすると先生にほめられますよ」「小学校の運動場は広く、上級生も親切にしてくれますよ」「楽しい給食もあるのね」などといって「早く学校に行きたいな」と思わせることが大切です。

しつけは、よい習慣をお子さんの身につけることです。その第一歩は「あいさつ」と「返事」です

「おはようございます」「さようなら」「はい」「そうです」などのことばがはっきりいえるようにしておくことは、集団生活を営むうえに大切なことです。

また「すぐに服を着る習慣」「カサをひとりでたたむ習慣」「自分のものと、ひとのものの区別ができるようにする」「規則正しく寝起きする習慣」などは、ぜひつけておきたいものです。

文字や数字について心配をされる親も多いようですが、心配はいりません。学校では、入学してから正しい読み方を教えてくれますいたずらに文字や数え方を教えますと、学校に入ってから勉強がきらいになることもありますので無理に教えこむことはいりませんはずかしがらず自分や父母の名前が話せるようにすることがよう大切なことです。

初出品で知事賞

二月十六日から六日までの三日間、埼玉会館でおこなわれた県主催の、埼玉県鉢芸振興会に、川越市から初出品した、大字砂四一五番地の常岡正吉さん（川越市植木花木園芸組合員）が、ポリテンサス、サイネリアが知事賞を獲得しました。

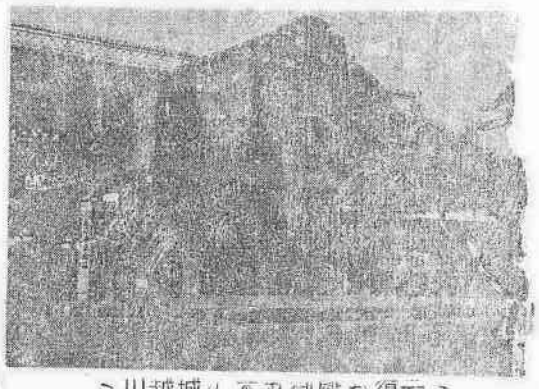

＝川越城の本丸御殿が復元＝

川越城本丸御殿復元修理の完工式は、2月17日に行なわれました。同御殿の工事は、県文化財調査委員坂本才一郎氏が監督、工事費1200万円で、建物面積702平方メートル（218坪）大広間（36畳）他、8室（各室仕切り襖戸の絵画は鵜飼国川氏）、表、裏けやき廊下、櫛型屏をもち、17万石の格式の城として完全復元されたものです。

交通傷害保険加入のすすめ

四月一日から受付け

昨年の五月に発足した、市民交通傷害保険は、本年四月三十日で満一カ年となります。この交通傷害保険は一年契約ですから加入者全員が、四月三十日で期間切れとなります。更新されるかたも、新たに加入されるかたも、四月中に家族そろって加入しましょう。

加入できるかたは

原則として、市内に住民登録、外国人登録がしてあるかたですが市外より市内の事業所に通勤しているかた、およびその家族も加入が認められています。

保険料金は

一人年額三百六十円です。ただし中途で加入されるかたは、月額三十円の割で昭和四十四年四月三十日までの月数を乗じて得た額を払込んで契約できます。

契約保険期間は

昭和四十三年五月一日から昭和四十四年四月三十日までの一年契約です。なお保険は五月一日午前〇時以降発生した事故に適用されます。

保険金額は

国内で交通事故にあわれたかたは、つぎの保険金額が支払われます。

▽死亡の場合（事故発生から百八十日以内）＝五十万円
▽治療期間六カ月以上の場合＝十万円
▽治療期間三カ月以上の場合＝五万円
▽治療期間一カ月以上の場合＝二万円
▽治療期間一週間以上の場合＝五千円
▽治療期間一週間未満の場合＝二千円

申込みの受付け

四月一日より毎日午前八時三十分から午後五時まで（ただし土曜日は午前中、日曜・祝日は除きます）

申し込みは個人でも、事業所・町内会等の団体で取りまとめて申し込んでも結構です。できるだけ四月中に申し込みをしてください五月になってからですと、その団体等で取りまとめ中に生じた事故には効力がありません。あくまでも市役所または出張所で受付けた時から効力が発生することになりますから十分ご注意ください。

申込み場所

市役所の市民相談室または各出張所ですから、申込書と保険料を添えて早めにお申し込みください

その場で被保険者証を交付します。

交通傷害保険の現況

市の人口は、二月一日現在で十四万二千五百五人となっています

このうち、市民交通傷害保険に加入しているかたは一万八千五百四人で、人口に対し一二・九八％の加入率です。これを地区別にみると、各地区とも地区の人口に対しつぎのような加入状況となります。

本庁管内＝一二・七％、山田＝一三・三％、芳野＝一八・四％、古谷＝一三・二％、南古谷＝九・一％、高階＝一二・二％、福原＝一四・三％、大東＝一七・六％、霞ケ関＝二〇・三％、霞ケ関第二＝五・七％、名細＝一一・六％

また加入者の交通事故は六十八人で保険金の支払額は五百三十六万七千円となっています。

保険金額は死亡の場合（百八十日以内）五十万円、治療期間六カ月以上十万円、三カ月以上五万円一カ月以上二万円、一週間以上五千円、一週間未満二千円で、昭和四十二年五月から四十三年二月末までに支払った内訳はつぎのとおりです。死亡八人、治療期間六カ月以上四人、三カ月以上八人、一カ月以上二十二人、一週間以上二十五人、一週間未満一人で、これを月別にみると、六月一件、七月四件、八月十二件、九月五件、十月十件、十一月八件、十二月八件一月六件、二月十四件。

また、川越警察署調べによると川越市内の交通事故件数は、昭和四十一年一月一日から十二月三十一日までに千六十六件、昭和四十二年の同期間には二百五十四件増の千三百二十件となっています。

このうち、死者三十二人、傷者千九十六人となり、事故件数の八五・四五％の高率を示しています

これらの事故のうち傷害保険に加入していた人は六十八人で、残る千六十八人は未加入者でした。

全市民がこの交通傷害保険に加入されていたら事故者全員が保険金の支払を受けられたことになり残念に思われます。

読書感想文集を発行

▼昭和四十二年度の読書感想文集は「読書のひとときき」（B6版三組、▽三千三百十円＝県立川越工業高校、▽五百円＝とく名（川越警察署経由）、▽金一封＝山下チエ（本人の希望で金額をふす）

▼福祉事業へ
▽布団一重＝嶋田、米川
▽七百八十円＝県立川越女子高校三年六

かすみ句会

冬木立雑魚の甘露煮ガス知め　大室あき
腰までも麦踏むほこり晴れつづく　奈良玉葉子
春雪の夜は音もなく家計繰る　石川俊一
ひよ啼いて寒林の径なほつづく　矢島霞
曲るたびつらら落して砂利のダンプ　長谷川余人
病閑の我を見ており寒雀　青木草琴
もの乞いに手渡す米や寒雀　田村はな
寒逃れ風呂場でむつむ寒雀　太田ふさ
寒林に風落ちて翔つ夕鳶　発知柴風
寒雀つぶての如く板戸打つ　中島鴨雨
寒落ちし廃家の庭寒雀　青木清

お知らせ

お庭に緑をお部屋に花を

花と植木の展示即売会

とき　3月20日→22日
ところ　川越駅西口東上通運本社前広場

お知

無料交通事故相談

川越弁護士会では、毎月から交通事故関係の無料法律相談所を開設します。交通事故でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

▽相談日　四月三日より毎週水曜日、午前十時から午後三時まで
▽場所　川越裁判所内弁護士控室
▽担当弁護士　中村章之助、[illegible]田誠、山田春雄、武田正二、渡辺武、松倉欣之助

考える消費者のつどい

くらしのコント

▽テーマ＝食料品、衣料品、[illegible]久消費材、貯蓄、家計簿
▽出演者＝婦団協、生活[illegible]生他四百名出演
○バンド、鼓笛隊、合唱団
○マーチンコーラス、民踊
▽とき＝3月29日（[illegible]）
時から五時
▽ところ＝川越市民会館ホール
▽主催＝川越市、教育委員会、生活学校、くらしの会、連合婦人会、公民館運協、新生活事業センター
▼入場整理券は各公民館、婦人会にあります。この券で多数で覧ください。